

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。所得補償保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報のご取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の<用語のご説明>に記載しています。なお、ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、被保険者となる方もこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

\*取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。  
◆更改契約につきましては、合併にともない、前契約から契約内容が変更となっている場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、契約をお申し込みください。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおり、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

所得補償保険は、被保険者(保険の対象となる方)が、保険期間中に病気やケガにより働けなくなった場合の所得の損失に備える保険です。

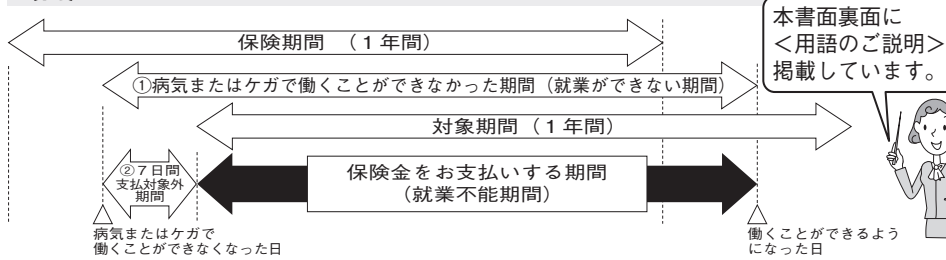
2 基本契約の補償内容

- 被保険者(保険の対象となる方)  
会社員や自営業の方等 働いて収入(所得)を得ている方が被保険者となります。ここでいう所得は、勤労により得られるものをいい、利息収入や家賃収入等は含まれません。  
(注)家事従事者特約をセットすることにより、専業主婦(主として、被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方)を被保険者としてご契約することができます。特約の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金をお支払いする主な場合  
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合に、被保険者が被る損失に対して、保険金をお支払いします。
- 保険金をお支払いする期間  
保険証券(申込書)に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から、対象期間(1年または2年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間に対して保険金をお支払いします。
- 保険金をお支払いできない主な場合  
保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等をご確認ください。

身体障害による就業不能	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■麻薬、大麻、あなん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ■妊娠、出産、早産または流産 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ■類(けい)部症候群(いわゆる「むらうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
ケガによる就業不能	■自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など ■地震、噴火またはこれらによる津波
右の就業不能	■精神病性障害、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、人格障害 ■アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ■妊娠または出産を原因とした就業不能

- (注1) 初年度契約の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した病気・発生した事故によるケガを原因とする就業不能(保険金支払事由)に対しては、正しく告知にご契約された場合であっても、保険金をお支払いできません。  
ただし、初年度契約の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した病気または発生した事故によるケガを原因とする就業不能(保険金の支払事由)であっても、初年度契約の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金支払事由)に対しては保険金をお支払いします。  
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。  
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注2) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」<sup>(※)</sup>をセット)でのお引受けの場合は、保険証券記載の補償対象外とする疾病等を原因とする就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。  
(※) 告知していただいた内容等により、セットされる場合があります。
- (注3) 対象期間を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。

【例】対象期間1年間、支払対象外期間7日間でご契約の場合



$$\text{保険金をお支払いする期間}^{(※1)} = \text{①就業ができない期間} - \text{②7日間(支払対象外期間)}$$

$$\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(※2)} \times \text{保険金をお支払いする期間}^{(※1)}$$

(※1) 1か月未満の端日数がある場合は1か月を30日として日割計算します。  
(※2) 平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。

- (注1) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
- (注2) 初年度契約の締結の後に保険金のお支払い条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。  
① 被保険者が身体障害を被った時のお支払い条件により算出された保険金の額  
② 被保険者が就業不能になった時のお支払い条件により算出された保険金の額
- (注3) 就業不能が再発した場合は、次の①または②のいずれかの取扱いとなります。  
① 前の就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用しません。  
② 前の就業不能が終了した後、その原因となった身体障害によって6か月を経過した日の翌日以降に再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なる就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- (注4) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数を4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。  
なお、就業不能となった時が、初年度契約の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。  
(※) 他の保険契約等をご契約の場合は、この保険契約で設定できる保険金額を制限することがあります。この場合において、他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。

3 個人賠償責任補償特約の概要

保険金をお支払いする主な場合	日本国内において、住宅 <sup>(※1)</sup> の所有・使用・管理または被保険者 <sup>(※2)</sup> の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定は、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 (※1) 被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 (※2) この特約における被保険者は、①本人、②本人の配偶者、③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子、⑤本人の親権者またはその他の法定の監督義務者(ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。)となります。なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
保険金をお支払いできない主な場合	■故意 ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ■航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 <sup>(※)</sup> 、銃器の所有、使用または管理などに起因する損害賠償責任 (※) 次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。 ① 原動力がもっぱら人力であるもの ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)

(注) 複数のご契約に個人賠償責任補償特約等をセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。また、補償が重複する他の保険契約等がある場合において他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

4 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間は1年間です。

5 引受条件(保険金額等)

(1) 基本契約の保険金額の設定

ご契約いただく基本契約における保険金額の設定については、ご加入直前12か月に於ける所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。また、他の保険契約等をご契約の場合は、

実際にご契約いただくお客さまの保険期間・保険金額につきましては、申込書でご確認ください。

この保険契約で設定できる保険金額を制限することがあります。この場合において、他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときに、それらの額の合計額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご契約時にお申し出ください。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85%以下
健康保険（例：給与所得者）	50%以下 ※健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合（例：公務員）	40%以下

(注)家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額（月額）は15万円が限度となります。

## 2. 基本契約の対象期間の設定

対象期間は、1年または2年のいずれかをご選択いただきます。

## 3. 基本契約の支払対象外期間の設定

支払対象外期間は、7日、14日、30日等からご選択いただきます。

## 4. この保険をご契約いただける方の年齢

ご契約いただける方の年齢<sup>(※)</sup>につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(※)保険期間の初日現在の満年齢で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。

## 5. その他

■年齢、職業・職務、セットされる特約等により保険金額や対象期間等のお引受けの条件を制限することがあります。

■保険金をお支払いする事故が発生した場合等は、継続契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

■特定疾病等対象外特約をセットされたご契約を継続される場合は、継続契約においても、原則として特定疾病等対象外特約がセットされます。

## 2. 保険料

保険料は、保険金額、被保険者の方の年齢、対象期間、支払対象外期間、職業・職務、セットされる特約等によって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書でご確認ください。  
最低保険料は1,000円です。ただし、ご契約内容によって異なる場合があります。

## 3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払等があります。分割払の場合は、分割回数により、保険料が割増となります。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

## 6. 無事故戻しについて

保険期間が満了した場合（保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合）において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料（個人賠償責任補償特約保険料等を除きます。）の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。  
(注)保険期間の途中で解約等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

<用語のご説明> この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
継続契約	所得補償保険契約（所得補償保険普通保険約款に基づく保険契約をいい、所得補償保険以外の保険にセットされるこの保険契約と支払責任が同一である特約を含みます。）の保険期間の終了時（その所得補償保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合はその解除時とします。）を保険期間の開始時とする所得補償保険契約をいいます。
病気（疾病）	ケガ以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (注)骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。）を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。

就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、保険証券記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。 (家事従事者特約をセットされた場合) 身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。 (注1)被保険者が身体障害に起因して死亡された後は就業不能とはいいません。 (注2)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、保険証券記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間	対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。 (注)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。
ケガ（傷害）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体のケガをいい、このケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
所得	保険証券記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約をいい、所得補償保険が継続されてきた最初の保険契約をいいます。
身体障害	ケガ（ケガの原因となった事故を含みます。）および病気をあわせて身体障害といえます。 (注)骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①ケガについては、ケガの原因となった事故発生の時。 ②病気については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (注)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金お支払いの対象となります。 (注)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
他の保険契約等	所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

### ●損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】  
**0120-888-089**

<受付時間>  
平日 午前9時～午後8時  
土日祝日 午前9時～午後5時  
(12月31日～1月3日は休業)

<公式ウェブサイトアドレス>  
<http://www.sjnk.co.jp/>

### ●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** <通話料有料>  
PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間>  
平日・午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

### ●保険金ご請求のご連絡先

保険金をお支払いする事由が発生した場合は、すみやかに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】  
**0120-727-110**

<受付時間>  
24時間365日



# 注意喚起情報のご説明 (兼クーリングオフ説明書)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおり、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

この保険は保険期間が1年のため、クーリングオフの対象外となります。

## 2. 告知義務・通知義務等

### 1 契約締結時における注意事項（告知義務等）

- (1)申込書・告知書のご記入にあたっての注意点  
申込書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)危険に関する重要な事項のうち、申込書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険の普通保険約款における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務<sup>(※)</sup>
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害の状態
- ★他の保険契約等の加入状況

(※)家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。

- セットされる特約やお引受けの条件により告知事項を定めている場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 継続契約の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について告知していただく必要があります。この場合において、事実を記入されなかったときまたは事実と異なることを記入されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 初年度契約の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、初年度契約の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年を経過していても、保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。  
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合は拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- (2)次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
  - ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
  - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- (3)ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
  - ①特別な条件を付けずにお引き受けします。
  - ②特別な条件付きでお引き受けします。〔特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付き〔特定疾病等対象外特約〕セット〕でお引き受けします。〕
  - ③今回はお引き受けできません。
- (4)ご契約のお申込み後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

### 2 契約締結後における留意事項（通知義務等）

- (1)職業または職務を変更された場合  
保険証券記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。  
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求いたします。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- 変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- (2)住所または通知先を変更された場合  
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (3)所得の平均月間額が減少した場合  
直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- (4)重大事由による解除等  
保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。  
<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>  
被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 3. 責任開始期（保険の補償が開始される時期）

保険責任は保険期間（保険のご契約期間）の初日の午後4時（申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、初回保険料の口座振替に関する特約等の保険料払込みに関する特約をセットされた場合を除いて、ご契約とお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜が保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能、開始した就業不能、発生した事故による傷害・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

## 4. 保険金の請求について

- (1)保険金支払事由に該当した場合（就業不能が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間が開始した日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (2)個人賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。  
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
  - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合 など
  - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- (3)保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体のケガまたは病気に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など



④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑥	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (注2) 身体障害の内容または就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- (4) 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方がご加入している保険でお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金をご請求いただくにあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

## 5. 保険金をお支払いできない主な場合

<基本契約の保険金をお支払いできない主な場合>  
 保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款および特約の「**保険金を支払わない場合**」等をご確認ください。

身体障害による 就業不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■故意または重大な過失</li> <li>■自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>■麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</li> <li>■妊娠、出産、早産または流産</li> <li>■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)</li> <li>■核燃料物質等によるもの</li> <li>■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</li> </ul>	など
傷害による 就業不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</li> <li>■地震、噴火またはこれらによる津波</li> </ul>	など
右の就業不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■精神病性障害、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</li> <li>■妊娠または出産を原因とした就業不能</li> </ul>	

(注) 上記以外の保険金をお支払いできない場合については、契約概要の「**保険金をお支払いできない主な場合**」をご確認ください。

## 6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがなかった場合において、払込期日の翌日以降に保険金支払事由の原因が発生していたときまたは保険金支払事由が生じていたときは、保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパン日本興亜が認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長します。

(※) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

## 7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

(注) ご契約後、被保険者が死亡された場合、または、保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは、従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にご契約は効力を失います。

## 8. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負いません。

## 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

## 10. 税法上の取扱い

個人契約の場合、本保険契約でお支払いいただいた保険料は、所得税および住民税の介護医療保険料控除の対象となります。ただし、個人賠償責任補償特約保険料を除きます。(平成26年5月現在)

## 11. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ② 損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
- ④ 損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあります。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。  
 損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。

## 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

● 損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】  
**0120-888-089**

<受付時間>  
 平日 午前9時～午後8時  
 土日祝日 午前9時～午後5時  
 (12月31日～1月3日は休業)

<公式ウェブサイトアドレス>  
<http://www.sjnk.co.jp/>

● 保険会社との間で問題が解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題が解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** <通話料有料>  
 PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間>  
 平日：午前9時15分～午後5時  
 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)  
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
 (<http://www.sonpo.or.jp/>)

● 保険金ご請求のご連絡先

保険金をお支払いする事由が発生した場合は、すみやかに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】  
**0120-727-110**

<受付時間>  
 24時間365日